

北本市公式観光サイト「きたこれ」掲載依頼書

北本市公式観光サイト「きたこれ」への掲載について、下記のとおり依頼します。なお、裏面の「きたこれ」掲載についての注意事項について、この依頼書の提出により了解したものとします。

年 月 日

北本市地域経済推進課 あて

申請者 事業所名

代表者名

■ 掲 載 内 容

事業所名 (ふりがな)			
住 所		電 話	
アクセス			
営業時間		休 日	
駐車場	有 (台) ・ 無	E-mail	
HP の URL			
SNS 等の URL			
商工会の加入	有 ・ 無	観光協会の加入	有 ・ 無
お店の PR (200 字前後)			

「きたこれ」掲載についての注意事項

1. 掲載対象事業所、商品・サービス

- ・下記に示す事業所であって、原則として北本市内に営業店舗があること。
※ただし、市外店舗であっても、北本市商工会または北本市観光協会の会員は対象とします。
(飲食店、食料販売店、飲料販売店、映画館、ポーリング場、プラネタリウム、温泉施設、その他、市長が観光振興に利すると認める事業所)

<注意事項>

次に該当する事業所は掲載をお断りします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種及びこれに類する業種
- ・市税を滞納している事業所
- ・市長が掲載することが適当でないと認める事業所

2. 掲載依頼注意点

- ・掲載内容に関する責任は、当事者でお願いします。
- ・掲載用の商品・グルメ等の写真を提出してください（写真の説明文も別途提出をお願いします）。
(※1 写真は、お店外観、店内、店主（店員）、お勧め商品等 計10～15枚程度を提出してください。)
(※2 写真説明文は、写真名(商品名等)+説明文（20～40字程度）をお願いします。)
- ・店舗からのPR文を用意してください（200字程度）。
- ・用字・用語等の修正を行う場合があります。
- ・行政の公益性を損なうと判断される場合、掲載をお断りすることがあります。

3. 申込み

- ・市役所 2階地域経済推進課窓口へ直接か郵送（〒364-8633 北本市地域経済推進課商工労政・観光担当あて）、または FAX（592-5997）、メール（a03100@city.kitamoto.lg.jp）にてお願いします。
- ・写真は、原則としてメールに添付する形でお願いします。（現像されたものを提出していただいても構いません。）

4. 掲載情報の取り扱いについて

- ・「きたこれ」に掲載された写真、記事等を市のオープンデータとして公開するほか、市の産業・観光事業等で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(平成31年4月)